

一社島歯発第6号  
令和2年4月3日  
(FAX送信)

会員各位

一般社団法人 島根県歯科医師会

会長 内田朋良  
(学校歯科部)



令和2年度「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断」  
事業の実施延期について(お知らせ)

謹啓 陽春の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてより学校歯科保健事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく今年度の児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、少しでも安全で安心できる慎重かつ早急な対応が求められております。

つきましては、本日付にて島根県教育委員会並びに県内各市町村教育委員会に対して、裏面の要望をいたしました。

現在の社会情勢から鑑みても、現時点での学校歯科健康診断は安全な状況下で実施することは困難であると考えております。万一、直近で健康診断をされる際には、グローブは生徒1人1枚(組み)準備できる状況が整った場合にのみ実施をされることが望ましいです。

従いまして、先生方にはできるだけ標記事業の延期をお願いしたいと考えております。

最終的に学校歯科健康診断に関しては、学校と学校歯科医との個別の実施(日程)調整となりますので、先日FAXにてお知らせしました文部科学省の通達(抜粋)並びに本文の趣旨をご理解賜わり是非ともご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、学校歯科健康診断を実施される際には、日本学校歯科医会のホームページ「新型コロナウイルス感染症対策室」をご確認いただき、学校と連携され感染拡大防止に努められますようお願いいたします。

また、保育所(園)での健康診断につきましても、今年度はできる限り上記と同様のご対応をお願いいたします。

# 写

一社島歯発第6号

令和2年4月3日

各市町村教育委員会 教育長様

一般社団法人 島根県歯科医師会  
会長 内田朋



## 令和2年度「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断」事業の実施延期について(要望)

謹啓 陽春の候ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてより学校歯科保健事業の推進につきましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく今年度の児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、少しでも安全で安心できる慎重かつ早急な対応が求められております。

本会では担当部（学校歯科部）にて協議をした結果、喫緊の対応として健康診断現場での感染拡大防止と、更なる感染者・濃厚接触者の発生機会を出来る限り減らすことが最優先であるとの結論から、今年度の学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断につきましては当面実施をせず、秋以降の実施を目指すとともに、文部科学省（初等中等教育局健康教育・食育課）から通達のありました当該年度末日までの実施に向けても考慮いただきますよう要望いたします。

児童生徒・職員等の健康診断は法律に基づく教育現場においては、とても大切で重要な事業とは存じておりますが、現在、社会情勢自体が今までに経験したことのない危機的状態であり、今後の状況を鑑みますと半年程度は実施が困難な環境下であると考えております。

何卒、趣旨ご理解賜わり是非とも要望にお応えいただきますよう、お願い申し上げます。

謹白